



埼玉県報

第 2 4 2 5 号
平成24年9月18日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [平成24年埼玉県告示第287号\(騒音規制法\)の一部改正\(水環境課\)](#)
- [平成24年埼玉県告示第291号\(振動規制法\)の一部改正\(水環境課\)](#)
- [平成18年埼玉県告示第573号\(悪臭防止法\)の一部改正\(水環境課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [第44期埼玉県労働委員会補欠委員\(労働者委員\)候補者の推薦\(勤労者福祉課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [バックアップシステム等機器の賃貸借に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用開始\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道春日部久喜線の供用開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

告 示

埼玉県告示第千二百六十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年九月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年九月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人元気クラブ彩活
- 三 代表者の氏名
廣澤 英明
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県幸手市栄六番三 三〇八号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者を対象にいきがい啓発活動を行い、健康寿命の増長に寄与すると共に若年層（子ども）を対象に、希薄化した社会環境の改善を目指し誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年九月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アジア障害者教育協会

三 代表者の氏名

青 木 陽 子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市見沼区大字御蔵千五百三十八番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、自国およびアジア各国における障害者に対し、自立支援法に基づいた福祉に関する事業を行い、障害者の社会的自立と福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百六十二号

平成二十四年埼玉県告示第百八十七号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から施行する。

平成二十四年九月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一号中「及び白岡町」を削り、同号八中「、南埼玉郡白岡町にあつては久喜市及び蓮田市との境界線」を削る。

告 示

埼玉県告示第千二百六十四号

平成二十四年埼玉県告示第百九十一号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から施行する。

平成二十四年九月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

「及び白岡町」を削る。

告 示

埼玉県告示第千二百六十五号

平成十八年埼玉県告示第五百七十三号（悪臭防止法第三条に規定する規制地域の指定並びに同法第四条第二項第一号、第二号及び第三号に規定する規制基準の設定について）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から施行する。

平成二十四年九月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

別表第一中「、南埼玉郡白岡町」を削る。

告示

埼玉県告示第千二百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマネW越谷店

埼玉県越谷市大字南荻島百五十三 一

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）平面駐車場 位置 図面省略 収容台数 一一四台

隔地駐車場 位置 図面省略 収容台数 四〇台

（変更後）平面駐車場 位置 図面省略 収容台数 一〇三台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）平面駐車場 午前八時四十五分から午後十時十五分

隔地駐車場 午前八時四十五分から午後十時

（変更後）平面駐車場 午前八時四十五分から午後十時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）平面駐車場 出入口の数 三か所 位置 図面省略

隔地駐車場 出入口の数 一か所 位置 図面省略

（変更後）平面駐車場 出入口の数 三か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十五年五月七日

二 届出年月日

平成二十四年九月六日

二 縦覧期間

平成二十四年九月十八日から平成二十五年一月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年九月十八日から平成二十五年一月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百六十七号

第四十四期埼玉県労働委員会労働者委員一名からの辞任の申出に伴い、その補欠委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、次のとおり労働者委員候補者の推薦を求めらる。

平成二十四年九月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 推薦資格

労働者委員候補者を推薦できるものは、埼玉県の区域内のみに組織を有し、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。）第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合とする。

二 被推薦者資格

法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者であること。

三 推薦手続

労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、推薦書及び略歴書に、当該労働組合が法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の埼玉県労働委員会の証明書を添付して提出すること。

四 推薦期間

平成二十四年九月二十七日（木）から平成二十四年十月十五日（月）まで

五 推薦に必要な書類の提出先

埼玉県産業労働部勤労者福祉課

告 示

埼玉県告示第千二百六十八号

測量計画機関の長である南埼玉郡白岡町長小島卓から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

南埼玉郡白岡町

二 作業種類

公共測量（出来形確認測量）

三 作業地域

南埼玉郡白岡町大字野牛・高岩地内（野牛・高岩土地区画整理事業地内）

四 作業期間

平成二十四年八月二十日から平成二十五年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第千二百六十九号

測量計画機関の長である入間市長木下博から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

入間市狭山台土地区画整理地内他

四 作業期間

平成二十四年八月二十日から平成二十五年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第千二百七十号

測量計画機関の長である深谷市長小島進から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

深谷市

二 作業種類

公共測量（一・二級基準点測量）座標補正に伴う点検測量）

三 作業地域

深谷市全域

四 作業期間

平成二十四年八月二十日から平成二十四年十月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二百七十一号

測量計画機関の長である入間市長木下博から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（公共基準点のパラメータ補正）

三 作業地域

入間市内全域

四 作業期間

平成二十四年八月二十日から平成二十四年十一月三十日まで

告示

埼玉県告示第千二百七十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年九月十八日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
バックアップシステム等機器の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年8月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区芝5丁目29番11号
- 5 落札金額
173,243,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成24年6月15日

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年九月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十八日

埼玉県北本県土整備事務所長 野 川 達 哉

<p>上中森鴻巣線</p>	<p>路線名</p>
<p>鴻巣市大字川面字真木也二三二番 三地从から鴻巣市大字川面字八幡 四一九番二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年九月十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>独立行政法人水資源機構 が行う武蔵水路改築工事に伴う迂回道路</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年九月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 上中森鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>六番二地先まで 同市大字若小玉字八反田</p>	<p>行田市大字若小玉字勝呂 二七八九番三地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>七・五〇〃 一五・四〇</p>	<p>七・五〇〃 一二・五一</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>二三一・八三</p>	<p>延長 (メートル)</p>
	<p>独立行政法人水資源機構 が行う武蔵水路改築 工事に伴う迂回道路</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年九月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>上中森鴻巣線</p>	<p>路線名</p>
<p>行田市大字若小玉字勝呂 二七八九番三地先から 同市大字若小玉字八反田 六番二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年九月二十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>県道仮廻し。 独立行政法人水資源機構が行う武蔵水路改築工事に伴う迂回道路。 平成二十四年九月十八日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十一号で告示した道路区域の供用開始である。 延長二三一・八三メートル。</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年九月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

春日部久喜線	路 線 名
南埼玉郡宮代町字道佛三八九番一地从先から 同郡同町字道佛三九六番一地从先まで	供 用 開 始 の 区 間
平成二十四年九月十八日	供 用 開 始 の 期 日
延長 八五・一九メートル 蓮田杉戸線との重複区間	備 考

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年九月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年九月三日

指令越建セ第二四〇〇〇一一号

二 検査済証番号

平成二十四年九月十三日

越建セ第二九三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽二千八十三番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽二千八十三番地

山崎 貴博

告 示

埼玉県教委告示第三十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十四年九月十八日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

一 日時

平成二十四年九月二十五日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 平成二十五年度当初教育局等職員人事異動方針について
- ロ 平成二十四年度教育功労者及び優良教育施設・団体表彰について
- ハ 平成二十四年度優秀な教員の表彰（埼玉県はつつらつ先生表彰）について
- ニ 埼玉県スポーツ推進審議会委員の委嘱及び任命について
- ホ その他